

# 福祉保健生活環境委員会会議記録

福祉保健生活環境委員長 馬場 林

## 1 日 時

平成26年4月18日（金） 午後1時31分から  
午後4時09分まで

## 2 場 所

第5委員会室

## 3 出席した委員の氏名

馬場林、堤栄三、志村学、御手洗吉生、井上伸史、原田孝司、深津栄一

## 4 欠席した委員の氏名

なし

## 5 出席した委員外議員の氏名

なし

## 6 出席した執行部関係の職・氏名

福祉保健部長 平原健史、生活環境部長 富高松雄、病院局長 坂田久信  
ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 平成26年度行政組織及び重点事業等について、執行部から説明を受けた。
- (2) 原子力災害対策に関する実施要領の策定について、南海トラフ特別措置法の地域指定について、議決が必要な計画について、大分県地域福祉基本計画（仮称）の策定について、おおいた子ども・子育て応援プラン（第3期計画）（仮称）の策定について及び県立病院の売店について、執行部から報告を受けた。
- (3) 県内所管事務調査を5月12日、5月13日、5月20日、5月28日、5月29日、6月5日及び6月6日に実施することを決定した。
- (4) 県外所管事務調査を7月29日から31日に実施することを決定した。

## 9 その他必要な事項

なし

## 10 担当書記

議事課委員会班 課長補佐 武石誠一郎  
政策調査課調査広報班 主査 三重野大

# 福祉保健生活環境委員会次第

日時：平成26年4月18日（金）13：30～

場所：第5委員会室

## 1 開 会

## 2 生活環境部関係

13：30～14：45

- (1) 平成26年度行政組織及び重点事業等について
- (2) 諸般の報告
  - ①原子力災害対策に関する実施要領の策定について
  - ②南海トラフ特別措置法の地域指定について
- (3) その他

## 3 福祉保健部関係

14：45～16：05

- (1) 平成26年度行政組織及び重点事業等について
- (2) 諸般の報告
  - ①議決が必要な計画について
  - ②大分県地域福祉基本計画（仮称）の策定について
  - ③おおいた子ども・子育て応援プラン（第3期計画）（仮称）の策定について
- (3) その他

## 4 病院局関係

16：05～16：35

- (1) 平成26年度行政組織及び重点事業等について
- (2) 諸般の報告
  - ①県立病院の売店について
- (3) その他

## 5 協議事項

- (1) 県内所管事務調査について
- (2) 県外所管事務調査について
- (3) その他

## 6 閉 会

## 会議の概要及び結果

**馬場委員長** ただいまから、委員会を開きます。

これより、生活環境部関係の説明に入ります。

説明に入る前に、本日は初めての委員会でもありますので、まず、私のほうからご挨拶を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

**馬場委員長** では、委員の皆さんの自己紹介をお願いいたします。

〔委員自己紹介〕

**馬場委員長** 次に、事務局の職員をご紹介します。

議事課の武石君です。(起立挨拶)

政策調査課の三重野君です。(起立挨拶)

引き続きまして、執行部の自己紹介をお願いいたします。

〔富高生活環境部長挨拶〕

〔幹部職員自己紹介〕

**馬場委員長** それでは、生活環境部関係の平成26年度の行政組織及び重点事業等について、執行部の説明を求めます。

**富高生活環境部長** それでは、生活環境部の行政組織及び重点事業等について、お手元の福祉保健生活環境委員会資料を使ってご説明させていただきます。

資料の1ページをお開き願います。

まず、生活環境部の組織ですが、当部は、資料に記載のとおり、生活環境企画課から人権・同和対策課までの本庁は9課2室でございます。

地方機関は、衛生環境研究センター、消費生活・男女共同参画プラザ、食肉衛生検査所及び消防学校の4機関でございます。

次に職員数ですが、平成26年4月1日現在での職員総数は、218人となっております。内訳は本庁が142人、地方機関が76人となっております。

続きまして、2ページをごらんください。生活環境部の予算と主要事業でございます。

まず、一番上の1、平成26年度当初予算でございます。

人件費と事業費を合わせまして、9億3,507万1千円となっております。

予算につきましては、私学振興・青少年課が所管をしておりました私立幼稚園に関する事務を、福祉保健部こども子育て支援課に移管したことに伴いまして、必要な予算を福祉保健部につけかえを行っております。

予算つけかえ前の予算額をごらんいただきますと、括弧内に記載しておりますが、合計の欄が、11億8,619万3千円、前年度に対しまして、額にして6億7,254万3千円、率にいたしまして6.0%の増となっております。

次に、生活環境部が平成26年度に取り組みます事業のうち、主要な事業についてご説明します。

2、部の主要事業をごらんください。

(1) おおいたジオパーク推進事業費 1, 800万4千円でございます。

日本ジオパークに認定された姫島村と豊後大野市のジオパーク活動に対し、引き続き両地域への支援を行います。

両ジオパークを題材とした懸賞論文の募集や、アウトドア系の専門誌等の記者を対象としましたモニターツアーを実施することにより、学術研究機関や地質愛好家に向けた情報発信を強化してまいります。また、学術研究機関等による巡検、大学の先生方あるいは学生がその土地を訪れて勉強することを巡検と呼んでますが、その巡検の誘致や地域資源の再発見とブラッシュアップを図ってまいります。

(2) のごみゼロおおいた作戦推進事業費 1, 134万3千円でございます。

ごみゼロおおいた作戦を展開して昨年度で10年が経過し、県民の環境意識が高まり、街が随分ときれいになったといったような声も聞き、成果が上がっていると思っています。

26年度は、120万人県民一斉ごみゼロ大行動など、これまでの取り組みに加え、未来を担う子供たちを対象としたごみゼロ探検団の設立を支援し、体験活動を通して少年期からの環境保全意識の醸成を図るなど、多様な年齢層を巻き込んだ県民運動に発展させていきたいと考えております。

(3) の女性の就労総合支援事業費 1, 480万円でございます。

これは、いわゆるM字カーブの解消を図るための事業です。

女性の就労促進のための支援として、ハローワークでの相談や面接など求職時における無料託児サービスを大分市のみならず別府市、中津市にも拡大します。

また、女性の活躍推進のための支援として、働く女性のためのステップアップ講座や、女性管理職とのネットワーク化などを実施するとともに、県内で活躍する女性や仕事と子育てを両立している女性など、女性の活躍事例を紹介してまいります。これにより、管理職の女性登用などの気運を盛り上げてまいります。

3ページをお開きください。

(4) 青少年自立支援対策推進事業費 2, 919万1千円でございます。

ニートや引きこもりなど、社会的自立に困難を抱える青少年や、その家族を支援するため、専門相談員を配置した青少年自立支援センターを運営しているところですが、26年度は、自立支援センターと児童養護施設等の退所者を支援しております児童アフターケアセンターおおいた、また若者の就職を支援していますおおいた地域若者サポートステーションを1カ所に集約して、相談体制のワンストップ化を図り、総合相談体制を整備し、それぞれの相乗効果を発揮してまいります。

(5) 私学振興費 50億5, 747万9千円、つけかえ後の予算額は33億6, 171万8千円でございます。

私立学校の教育条件の維持向上と保護者負担の軽減、学校経営基盤の健全性確保を図るほか、学力やスポーツ、就職など各分野での個性輝く学校づくりを支援するため、私立学校を運営する学校法人に対し、運営費の一部を助成します。

(6) 動物愛護協働推進事業費 1, 075万9千円でございます。

動物の愛護及び管理に関する法律の改正により、収容動物の譲渡が努力義務となったことから、新しい動物愛護拠点施設の調査、検討を行ってまいります。

また、猫の殺処分頭数を減少させるため、譲渡会の開催に加え、新たに飼い主のいない

猫に対する不妊去勢手術の助成を行うなど、猫の繁殖抑制対策を拡充してまいります。

(7) 豊かな水環境創出事業費 9 2 8 万 4 千円でございます。

ごみゼロおおいた作戦 1 0 年の成果を継承し、水環境保全につなげた県民運動を実施してまいります。

具体的には、筑後川、大分川、大野川、犬丸川をモデル河川に選定しまして、地元自治会や河川環境にかかわる団体等が主体的に参加する流域会議の設立を支援します。流域ごとにそれぞれわかりやすい取組目標を定めていただきまして、河川の清掃や生活排水対策等の環境保全活動に流域全体で取り組んでまいります。

(8) の海岸漂着物地域対策推進事業費 7, 5 4 6 万円でございます。

現在、市町村や県による海岸漂着物の回収処理を実施していますが、26年度は、ごみゼロおおいた作戦の一環として、強化期間を設け、県民を挙げて海岸清掃に取り組みます。5月30日から7月21日を実施期間として約40団体、1万人程度の参加を予定しております。

(9) 地震・津波対策推進事業費 2 億円でございます。

東日本大震災を受け、平成 2 3 年度から 2 5 年度までの 3 年間、緊急対策として市町村が実施する避難路、避難地の整備やハザードマップの作成等について支援し、一定の成果を得たところでございます。

26年度は、地震・津波対策アクションプランに掲げる施策を着実に推進するため、地域津波避難行動計画に基づく避難路、避難地、高齢者等要支援者の早期避難に必要な避難補助用具の整備等を行う市町村に対して支援をしてまいります。

(10) 自主防災活動促進事業費 2, 2 1 3 万 5 千円でございます。

自主防災組織の活動の要となる県内の防災士は、本年 3 月末現在で 5, 2 0 0 人を超えました。

26年度は、自主防災活動を促進するため、自主防災組織活性化支援センターを県と市町村で設置し、女性防災士の養成や、より実践的なスキルアップ研修などを行います。

また、自主防災組織が行う防災訓練や津波避難行動計画の作成などを支援するため、引き続き防災アドバイザーの派遣を行います。

私からは以上でございますが、引き続き、担当課室長から重点事業等についてご説明をさせていただきます。

**山本生活環境企画課長** 生活環境企画課関係につきまして、説明申し上げます。

資料の 4 ページをお願いいたします。

まず、1 の組織、事務分掌でございますが、資料にあるとおりでございますので、説明は省略させていただきます。なお、これにつきましては、この後説明をいたします各課長、室長とも同様の取り扱いとさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

資料の 5 ページをお願いいたします。

2 の重点事業でございます。

(1) おおいた生物多様性保全・普及啓発事業 8 0 3 万 7 千円でございます。

本県の豊かな天然自然を支える生物多様性の保全及び持続可能な利用を図るため、平成 2 3 年 3 月に策定いたしました生物多様性おおいた県戦略に基づきまして、奥山地域における貴重な植生等のモニタリング、NPO 等との協働による絶滅危惧種の保護やアライグ

マ等の特定外来生物対策を実施しますとともに、県民への普及啓発を行いまして、生物多様性の認知と理解の促進を図るものでございます。

次に、(2) 高齢者交通事故抑止サポート事業 4 7 5 万 8 千円でございます。

高齢者が被害者、加害者となる交通事故が依然として高い比率を占めていることから、高齢者の運転免許の自主返納を促進するため、免許返納者に対する協賛事業者の特典の充実を図るとともに、県内全市町村で、高齢者に対する脳トレ型交通安全教室を実施し、高齢者の交通事故防止対策を推進するものでございます。

以上でございます。

**安部地球環境対策課長** 地球環境対策課関係について、ご説明申し上げます。

資料の 7 ページをお開き願います。

重点事業でございます。

(1) の地球温暖化対策推進事業 2, 2 7 8 万 7 千円でございます。

平成 2 3 年度に策定した第 2 期大分県地球温暖化対策地域推進計画で掲げる、家庭、業務、運輸各部門の CO<sub>2</sub> 排出量の削減のため、家庭や事業所に対する節電、省エネの普及啓発や省エネ診断の実施、公共交通機関への乗りかえを促進するノーマイカーウィークなどに取り組むものです。また、九州の行政・企業が一体となって、九州全域で CO<sub>2</sub> の排出抑制を促進するため、家庭での節電、環境保全活動への参加、省エネ製品の購入による CO<sub>2</sub> 削減行動に対してポイントを付与する九州版炭素マイレージ制度を実施いたします。

(2) の防災拠点再生可能エネルギー導入事業 2, 7 5 0 万 9 千円でございます。

CO<sub>2</sub> 排出抑制対策とあわせて、災害時の初動体制の確保などの防災機能を強化するため、県・市町村の防災拠点に、再生可能エネルギーを利用した非常用電源を整備するものでございます。本年度は由布市消防署へ太陽光発電システムと蓄電池を整備することとしております。

以上でございます。

**塩田県民生活・男女共同参画課長** 県民生活・男女共同参画課関係につきまして、ご説明申し上げます。

資料の 9 ページをお願いいたします。

重点事業につきまして、まず、(1) NPO 総合支援体制強化事業 1, 4 8 8 万 4 千円でございます。

この事業は、NPO 育成支援の中核となる公益財団法人おおいた共創基金に、相談業務やアドバイザー派遣などおおいたボランティア・NPO センターの運営事業を委託し、財団が独自に行う助成事業と一体的な運営、実施を行うとともに、NPO 人材育成事業を委託し、NPO 活動を支援する人材を育成しながら、企業等に対しまして、めじろん共創応援基金及び NPO 活動全般を PR することにより、NPO の総合支援体制の確立を目指すものでございます。

続きまして (2) 消費生活安全・安心推進事業 9, 9 6 7 万 2 千円でございます。

この事業は、消費生活における安全・安心を確保するため、市町村の相談窓口の整備などに要する経費に対しこれまで補助してきました結果、全ての市町村に消費生活相談窓口が設置されましたけれども、高齢者の被害増加や被害内容が多様化、複雑化していることから、引き続き市町村の相談体制等の強化に取り組むものでございます。

また、相談の多いネットトラブルに対応するため、相談体制を整備するとともに、高齢消費者の被害を未然防止するため、民生委員等を対象とした研修や情報提供等を行うなど、消費者教育・啓発を推進するものでございます。

以上でございます。

**波多野私学振興・青少年課長** 私学振興・青少年課関係につきまして、ご説明申し上げます。

委員会資料の11ページをお開き願います。

重点事業でございます。

まず、(1) 私立高等学校等奨学金給付事業4, 421万2千円でございます。

この事業は、就学支援金及び授業料減免を受けてもなお授業料以外の負担が残ることから、低所得世帯の私立高校生に対して、奨学のための給付金を支給し、高校教育を受ける機会を確保するものでございます。

具体的には、全日制の場合、非課税世帯のうち、生活保護世帯に対しましては5万2,600円、第1子の高校生がいる世帯に対しましては3万8千円、23歳未満の扶養されている兄、姉がいる世帯では、第2子以降の高校生等がいる世帯には13万8千円を給付するものでございます。

次に、(2) 私立学校施設耐震化促進事業9, 761万7千円でございます。

この事業は、私立学校に通う子供たちの安全を確保し、安心して学べる環境を整備するため、私立学校施設の耐震化に要する経費の一部を補助するものでございます。私立学校全体の耐震化率は、平成26年4月1日現在では、約86.4%になっているところでございます。幼稚園を除いた小学校、中学校、高等学校の耐震化率につきましては、約83.9%となっております。本年度は、さらに耐震化を促進するため、耐震補強工事につきましてはこれまでどおり公立学校並みとなるよう県単独補助をそのまま実施をします。また新たに小、中、高等学校の改築工事につきましては、国庫補助に県単独で上乗せ補助を実施をします。

以上でございます。

**河野食品安全・衛生課長** 食品安全・衛生課関係につきまして、ご説明申し上げます。

委員会資料の13ページをお開き願います。

重点事業でございます。

(1) 食中毒防止対策事業273万4千円でございます。

昨年9月、敬老会の仕出し弁当が原因で有症者396名という過去10カ年で最大規模の食中毒が発生いたしました。この大規模な食中毒の発生原因を踏まえ、仕出し・弁当施設に対し菌の増殖の数値化や菌の汚染の広がりやの視覚化など、ポイントを押さえた製造工程に応じた衛生管理の徹底を指導することにより、大規模食中毒の根絶を行うものです。

また、大規模食中毒につながった高齢者に対して、効果的な食中毒防止の啓発を行うため、大分県老人クラブ連合会等と連携して対策チームを結成し、高齢者にとってわかりやすい啓発の調査、研究を行ってまいります。

次に(2)の青・壮年期食育推進事業161万2千円でございます。

昨年度、実施しました社員食堂を活用した食育手法をまとめた「おいしい社員食堂のすすめ」レシピ集を活用し、県内の社員食堂へ取り組みを広げてまいります。一方、社員食

堂のない青・壮年期への対策として、一般食堂や弁当屋等に対し、レシピ集を活用した講習会を開催いたします。

また、生活スタイルの転換期である大学生に対しまして、食の大切さの理解を進めるため、食育セミナーやワークショップを開催し、学生間で食習慣の改善に取り組む気運を高めることにより、青年期の食育を推進してまいります。

以上でございます。

**江藤環境保全課長** 環境保全課関係につきまして、ご説明申し上げます。

委員会資料の15ページです。

2の重点事業についてご説明申し上げます。

(1)の大気環境監視推進事業6,836万9千円でございます。

県内全域の大気環境を広域的に監視するため、由布市と国東市に大気常時監視測定局を新設します。

また、県民の関心が非常に高いPM2.5について、別府市、臼杵市など、新たに7カ所に測定機を増設して、監視体制を強化することにより、これまで以上にきめ細かな情報を提供し、県民の安全・安心の向上を図ります。

(2)の環境放射線緊急時モニタリング体制強化事業169万5千円でございます。

原発事故等原子力災害に備え作成したモニタリング実施要領に基づき、環境放射線モニタリングを実施することとしています。

そのため、原発事故発生等緊急時の空間放射線量率の測定及び大気、上水等の分析を行う技術者を育成するとともに、防護服、線量計等の整備を行います。

また、空間放射線量率を評価するため、平常時から定期的に県内市町村の空間放射線量率の測定を行います。

以上です。

**佐伯廃棄物対策課長** 廃棄物対策課関係についてご説明申し上げます。

資料の17ページをお願いします。

2、重点事業でございます。

(1)の産業廃棄物処理施設等監視指導事業費4,935万3千円でございます。

これまで実施してきた産業廃棄物監視員による処理施設等の巡回監視や公認会計士による経営実態調査などに加え、新たに県独自の産業廃棄物処理業者評価制度を創設し、排出事業者の処理委託先選定の判断材料となる優良処理業者の認定を行うものでございます。

この制度により、事業者のレベルアップや優良事業者への処理委託が進み、産業廃棄物の適正処理が図られるよう積極的に取り組みます。

次に、(2)廃棄物不法投棄防止対策事業費5,937万5千円でございます。

市町村が実施する不法投棄防止対策事業に対する補助や不法投棄廃棄物の撤去、監視カメラの増設などにより、不法投棄の再発防止を行うものです。

また、本年度は、平成28年度からの5年間計画となる、市町村廃棄物処理の広域化や災害時の廃棄物処理体制などについても定める第4次廃棄物処理計画の基礎資料となる調査に取り組むこととしています。

以上でございます。

**池永防災危機管理課長** 防災危機管理課関係について、ご説明申し上げます。



委員会資料の19ページをお開きください。

重点事業についてご説明いたします。

まず、(1) 広域防災拠点基本計画策定事業999万1千円でございます。

昨年度取りまとめた広域防災拠点基本構想を踏まえ、大分県地域防災計画で広域防災拠点に位置づけられている大分スポーツ公園に、救命、救助を担う自衛隊等支援部隊の活動拠点や救援物資の集積・配送拠点機能など、必要となる防災機能や規模を整理するため、外部の意見を取り入れながら基本計画や受援計画の策定を行うものです。

また、大規模災害時のヘリコプターの効率的な運用のためのルールづくりを行います。

続きまして、(2) 地域防災計画推進強化事業250万9千円でございます。

大分県防災対策推進委員会等を通じて、風水害、地震、津波等の自然災害や原子力災害に係る対策について、県と市町村が課題を共有し、一体となって防災、減災への備えを強化するものです。

また、原子力災害に関して国や立地県等との通報、連絡や愛媛県からの避難者受入の手順を確認するため、県内防災関係機関との情報伝達訓練を実施するとともに、災害時に応急対策に従事する防災関係者向けの研修会等を開催いたします。

以上でございます。

**大友防災対策室長** 防災対策室関係について、説明申し上げます。

委員会資料の21ページをお開きください。

重点事業について説明いたします。

(1) 体験型地震防災対策推進事業4,051万8千円でございます。

防災意識の高揚を図るとともに、住宅の耐震化や家具の固定などを促進するため、地震体験車を整備するものであります。

東日本大震災から3年が経過いたしました。地震、津波に対する意識を低下させることのないよう、また、地震発生時に落ち着いて行動が取れるよう、各消防本部と連携をして活用を図ってまいります。

運用に当たりましては、各消防本部に1週間の占有期間をあらかじめ設定いたしまして、平日は、小学校などの防災教育で積極的に活用し、また、土日には地域における防災訓練等に活用するなど、自主防災組織の活動促進にもつながるよう運用してまいります。

以上でございます。

**斉藤消防保安室長** 消防保安室関係につきまして、ご説明申し上げます。

委員会資料の23ページをお開きください。

重点事業についてご説明いたします。

(1) 消防力強化推進事業785万5千円でございます。

大規模災害時の避難所運営等においては、高齢者の不安解消、子供や女性のニーズの把握など、女性の目線にたったきめ細やかな配慮が求められていることから、市町村が行う女性消防団員の採用促進に要する経費に対して補助するものでございます。

また、大規模災害時に大分県常備消防相互応援実施要領に基づいて迅速な出動と的確な活動を行うため、県内の各消防機関が合同で情報伝達や救助訓練等を実施し、連携を強化するものでございます。

以上でございます。

**河野人権・同和対策課長** 人権・同和対策課関係についてご説明をいたします。

資料の25ページをお開き願います。

重点事業を2つ説明させていただきます。

(1)の人権施策推進事業215万5千円でございます。

この事業は、大分県人権尊重社会づくり推進条例に基づきまして、人権を尊重する社会の確立を目指して、人権教育・啓発及び人権相談・支援・権利擁護などの施策を総合的に推進するものでございます。

今年度は、昨年度実施しました人権問題に関する県民意識調査の結果におきまして、人権に関する講演会などへの参加経験者の割合が前回、平成20年の55.6%から52.9%と減少したことを踏まえまして、人権研修への参加や実施の促進に取り組んでまいります。

また、意識調査の結果を踏まえて、基本方針の見直しを含め実施計画の改定を行うことといたしております。

次に(2)の人権啓発環境整備事業400万2千円でございます。

この事業は、人権尊重社会づくりの推進を図るために人権啓発講師などの人材の育成、教材や啓発プログラムの整備など、基盤整備を行うものでございます。

昨年度実施した意識調査の結果に基づきまして、効果的な啓発方法のうち、資料や写真などの展示会が前回の調査に比べて、効果があるというのが6.5%ふえておりますので、貸し出し可能な啓発パネルやわかりやすいパンフレット、年間を通じて掲示できる啓発カレンダーなどを作成することとしております。

以上でございます。

**馬場委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑、ご意見などはございませんか。

**御手洗委員** 3ページなんですが、自主防災活動の防災士の養成ですが、人数がありませんが、どの程度、どういう形で行おうとしているのか、お伺いしたいと思います。

**富高生活環境部長** 現在、自主防災組織3,800ぐらい結成されておりますが、3,900弱ありますけれども、そのうち、全ての自主防災組織の中に、防災士が配置されている割合は、まだ約半分でございます。50%です。先ほど5,200人というふうに防災士を養成しましたとなっているというふうに申し上げましたけれども、やはりまだまだ全ての自主防災組織に配置されておられません。したがって、できるだけ全ての自主防災組織に防災士が配置されるように、引き続き養成をしてまいりますとともに、さらに女性防災士もできるだけ養成してまいりたい、このように考えております。ですから、その配置をなるべく高めていきたいと、このように思っております。

**御手洗委員** この事業費の中の2,200万円は、要するに養成にかかわるもの、費用として使うということなんですか。

**富高生活環境部長** はい。

**井上委員** 関連ですけど、これは自主防災というか、消防とかについては、市町村が対応することになってますけども、予算等については、市町村でまちまちだと思うんですけども、大体全部使われているのかね。というのが、別の予算に回っているんじゃないかと。

防災関係で予算は来ているんだけど、ほかに使われていないか。というのは、結局そういったお金というのは、消防団の報酬等に使って、もう少しそういった面での強化をしないと、なかなか呼びかけても、銭金じゃないと思うんですけども、やっぱり報酬あたりもきちっとした報酬の中でやってもらわないと、なかなかもういないんですよ。そういった対策というか、県の指導というか、何かその辺のところをもうちょっと詰めてやらなければ、ただ、県が予算を持っていないもので、だから、その辺で幾ら口で言っても浸透しないんじゃないの。その辺のところを十分やっぱり財政の状況なんか調べて、的確にやる必要があるんじゃないかと思うんですけども、その辺について。

**富高生活環境部長** 防災予算ですけれども、これは議会でご承認をいただいたとおりで、適切に執行をしています。年度末にいろいろな事業実施の関係で予算、残が生じた場合は補正で整理をまたさせていただいております。

次に、消防団の関係ですけれども、昨年12月に消防団員の確保といいますか、支援に関する法律が施行されておりますけれども、これを受けまして、今、井上先生がおっしゃったとおり、消防団員を確保するためには、やはり消防団員の皆さんが活動したときの報酬ですとかが改定もされておると聞いております。そういったことが実感として消防団員に伝わるように、つながるように、その法律改正を受けまして、私ども各市町村長さんに消防団を確保する観点から、法律の改正が十分に生かされるように、県がその分の予算は、これは市町村予算になりますので、そここのところを十分に確保して、その法律改正の実感がつながるようにということをして18、全ての市町村に要請してまいりました。

以上でございます。（「はい、後で調べます」と言う者あり）

**志村委員** 防災士ですね、私もとって、知事もとられたということなんですが、実際に防災士をとっても、本当に役立つかということが非常にクエスチョンなんですよね。

白杵では、防災士を各校区、小学校校区ごとに組織をつくりまして、防災連絡協議会をつくってありますね。これで何をするかといいますと、第1回するときには、簡易な担架づくりを、竹と毛布でやる。次はロープの結わり方とか、具体的にそういうことまできちっと流れに乗って、防災士がいざというときに役に立つ知識と技術を持ち出すということが、防災士の本当の意味だと思うんですね。免許を持っているだけでは、何にも力にならない。それをやっぱり防災士を何人もじゃなくって、どこまで深く防災士にそういうニーズとか知恵を植え付けて、勉強してもらって、現場へ移動するということまで掘り下げないと、防災士の意味がないと思うので、そういう予算をして、やっぱり張りつけるべきであると、このように感じておりますので、具体的にあれば、お答えを。

**富高生活環境部長** 志村先生おっしゃるとおりに、防災士の数は養成して5千人を超えるというふうにふえてきましたけども、これからは、やはり養成した防災士の皆さんが、どのように地域でご活躍していただくか、その活用の仕方だろうと思っております。

防災士の皆さんも、まだまだ防災士になったばかりで、どういうふうな地域で、あるいは防災訓練をしたり、どういうふうにしていいかわからないというふうな声も聞いたりしております。ですから、ことし、先ほど説明の中で申しあげましたように、県と市町村で防災組織の活性化支援センターというものをつくりまして、防災士さんがスキルアップをして、地域で自主防災組織の中で活躍していただくためには、どういうふうなことをすればいいかという、そういったことを、このセンターを中心にして訓練をするようにして

おります。今、ご指摘のとおり、これからまさにスキルアップを図っていかなきゃならないと思っておりますので、これはしっかり取り組んでまいりたいと思います。

**志村委員** したがって、これから将来は、防災士1級とか、防災士2級とか、ある程度技術をつけた人は、やっぱり育てていくというか、そういうふうなことに国全体でしていかないと、このままでは災害対策できないなと思うので、それは課題としてひとつ思ってください。

**馬場委員長** ほかに、ご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**馬場委員長** ほかに、質疑もないようですので、これをもちまして、平成26年度の行政組織及び重点事業等を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

**池永防災危機管理課長** 最初に原子力災害対策の実施要領について、ご報告を申し上げます。

実施要領につきましては、3月末に策定いたしまして各議員の皆様には既に配付をさせていただいているところでございます。本日は概要をまとめた資料によりご説明をさせていただきます。

お手元の常任委員会資料の26ページをお開きください。

まずは、実施要領、策定の基本方針でございます。

本県は、最寄りの伊方発電所から最短で45キロメートルの位置にあり、原子力災害対策重点区域外にありますが、万が一の場合に備えて、昨年6月に県の地域防災計画を修正いたしまして、国の指針を参考といたしまして、事故等災害対策編に原子力災害対策を盛り込みました。

実施要領は、1にありますように、この計画に基づきまして、着実に防護対策が実施できますよう、県のとるべき具体的手順等を定めたものでございます。

この実施要領は、5つの柱として記載しておりますが、情報収集・伝達及び広報活動、環境放射線モニタリング、安定ヨウ素剤の予防服用と体表面スクリーニング及び身体除染を行う緊急被曝医療措置、屋内退避・一時移転、飲食物等の摂取制限の5つの分野で作成いたしました。

実施要領の主な概要についてご説明いたします。

まずは、1の原子力災害時の情報収集と伝達及び広報活動でございます。立地県等との情報の通報・連絡体制を強化しまして、迅速に情報を収集し、関係機関に伝達及び住民への広報活動体制を構築いたしました。特に、①にありますように伊方発電所に関しましては、重大な事態が発生した場合、国や立地県、電力事業者等で構成する原子力災害合同対策協議会が設置されますオフサイトセンターに職員を派遣し、情報収集体制を強化することも考えております。

また、②でございますが、海上で操業する漁業船舶に対しまして、海上保安部や県漁業組合と連携した船舶への情報連絡体制を構築し、漁業無線局を通じた無線等により情報を伝達していきます。また関係情報につきましては、事前に広報例を作成しまして、住民等へ迅速かつ適切なタイミングで情報伝達・広報を行うことといたしまして、住民からの問い合わせに応じる相談窓口も設置することとしております。

次の27ページをごらんください。

原子炉に重大事態が発生した場合は、本県への環境影響を調査するため、2にありますように環境放射線モニタリングを実施いたします。

このため①にありますように、緊急時の比較対象を目的としまして、県内5カ所のモニタリングポストでの常時測定に加えまして携帯型のサーベイメーターによりまして県内各地で年4回の測定を行うなど、平常時から大気中の放射線量や環境試料中の放射線濃度を測定する平常時モニタリングの体制を整えます。

その上で、全面緊急事態が発生した場合は、②にありますように県の対策本部内に原子力災害対策班を設置し、国の緊急時モニタリングセンターと協議、連携の上、緊急時モニタリングを実施いたします。

次は、万が一の場合の具体的な防護措置への備えです。

放射性プルーム通過時の具体的な防護対策としましては、3の安定ヨウ素剤の予防服用と体表面検査・身体除染を実施する緊急被曝医療措置と4の屋内退避又は一時移転、5の飲食物等の摂取制限の措置となります。

これらの防護対策は、27ページの枠内にありますように、国の原子力災害対策指針によりますと、原子力災害対策重点区域内におきまして、原子力規制委員会からの要請及び国の原子力災害対策本部からの指示に基づきまして、実施することとなっております。本県は、この区域外であります原子力災害対策指針を参考に、万が一、屋内退避や一時移転等の指示が出た場合の対応として、安定ヨウ素剤の備蓄や予防服用のための医療チームの派遣、体表面検査と身体除染を行うスクリーニングチームの派遣、飲食物の摂取制限実施のための体制整備など、防護措置への備えを実施要領で定めたところです。

今回、策定した実施要領は、主に県機関における実施手順となっておりますが、市町村を初めとした防災関係機関へ提供し、連携しまして原子力災害へ備えていきたいと考えております。

原子力災害対策に関する実施要領についてのご報告は以上でございます。

続きまして、南海トラフ特別措置法に係る地域指定についてご報告申し上げます。

資料の29ページをお開きください。

去る3月31日に、国の中央防災会議の答申を受けまして、本県の市町村についても、南海トラフ特別措置法に基づいて推進地域と特別強化地域に指定されたところです。

まず、資料の上の枠の推進地域ですが、震度6弱以上または3メートル以上の大津波が想定される地域という指定基準によりまして、日田市・玖珠町を除く16市町村が指定されました。これによりまして、県及び該当市町村では、地域防災計画の中で、南海トラフ地震による地震や津波からの防護、円滑な避難の確保に関する事項等を推進計画として定めることとなります。

また、浸水地域内にある不特定多数の人が集まる一定規模以上の百貨店や病院、福祉施設、学校などの事業所では、津波からの円滑な避難の確保、防災訓練、啓発活動等について盛りこんだ対策計画を6カ月以内に作成、提出することとなっております。該当する事業所の大部分につきましては、消防法等に基づきまして消防計画や保安規定を提出する義務があり、こうした事業所では、既存の計画の一部に津波避難に関する事項を盛りこんで提出することとなります。

事業所が対策計画を作成するに当たっては、避難場所の選定等において、地域の津波避難行動計画等との整合性を図っておくことが必要であるため、自主防災組織等とも連携をとりながら進めていただくこととしております。

次に資料下の枠の特別強化地域でございます。特別強化地域には、県内では大分市、臼杵市、津久見市、佐伯市の4市が指定されました。国の指定基準では、津波により、30センチメートル以上の浸水が30分以内に到達する地域及び地域の実情を考慮して指定することとなっておりますが、複雑なリアス式海岸を持つなど地理的に共通な特色を持っていることや高齢化率等が高く要支援者が多いことなどから、本県では、これらの4市が指定されました。

これらの市町村では、津波避難対策緊急事業計画を作成することにより、避難に係る施設等の整備におきまして、補助率が通常の2分の1から3分の2にかき上げされるなど、財政上の優遇措置が認められることとなります。該当市町村におきましては、現在作成中の市町村津波避難計画や地域避難行動計画に基づく訓練の結果等を検証しながら、必要な避難路や避難施設等の整備を検討してまいります。

以上でございます。

**馬場委員長** ただいまの2つの報告につきまして、ご質疑、ご意見はございませんか。

**原田委員** 原子力災害対策の概要をお聞きして、一番気になっているのは、市町村との連携なんです。この概要の中にも市町村については、避難所校区の選定等ありますが、例えば、大規模事故が起きた場合、やっぱり市町村が、いわゆる住民との接する点で、それに対応していくことのほうが、全県下を見たときに、やっぱりそうしないとやっていけないじゃないかと思ったんですが、こういった原子力災害対策の内容について、市町村との連携の部分や、取り組みのやり方というのは、話し合い等がこれから進められていくのかなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

**池永防災危機管理課長** この指針をつくることにおきまして、研究チームというのを構成いたしまして、そこに沿岸部等、主立った市町村の方にも入っていただきまして、一緒にご意見等をいただきながら、これを作成していったところでございます。

市町村におきましても、大分市等でも地域防災計画の中に、この原子力災害対策というのを盛り込んでいるところがございますので、これからまた、この実施要領等も一緒に見直していきます。また、研究チームも市町村を入れて、また継続してやってまいりますので、そういった中で、また市町村と連携を今後図っていきたいと思っております。

**堤副委員長** これは前からちょっと心配していた複合災害の場合の対策。結局、地震、津波、原発、このときの対策、屋内避難・一時避難ということが出ておりますが、そこら辺、具体的な方向性というのは、どういうふうに今、検討されておりますか。

**池永防災危機管理課長** 複合災害のときに、一番問題になろうかと思いたすのが、通信手段が遮断されるとか、やはり複合災害の場合、津波のほうにも人員を割かねばならぬということで、そういったところで、やはりスタッフの人員の不足等が心配される、そういった問題が想定されます。

それで、今回の実施要領の中にも、人員等が不足した場合、例えば、他県の応援等をお願いするとか、そういったことも中に盛り込みまして、そういった複合災害のときにもスタッフの不足とか、そういったことにも実は目を向けて、この実施要領を作成したところ

でございます。

**堤副委員長** 複合災害というのは、他県からの要請というのは非常に厳しいと思うんですよ。だって、全体が南海トラフの場合には揺れるわけだね。だから、それはそれでいいんだけど、複合災害のときに、結局、まず屋内退避をしなきゃならぬと。しかし、津波が来るというふうなときに、どうやって住民の方々にブルームが来るよと。で、何分以内にどこかに逃げにゃいかんよと。逃げた先も当然ブルームを遮断できるような施設がなけりゃいかんわけじゃないですか。そういうふうな全体的な避難経路というのは、この中には考えられているんですか。

**池永防災危機管理課長** 例えば、南海トラフを想定した複合災害の場合、ちょっと考えられますのは、津波が来たというときに、まず住民がしなければならないことは、やはり津波の高台等、避難場所にまずは逃げていただくということになるかと思います。これはもう本当に1分とかを争うようなスピードで、一瞬を争うような時間でとにかく避難していただくということをまずやっていただきます。

実は福島の時もそうなんですけども、実際に最初に警戒事態、それから敷地内緊急事態、それから全面緊急事態と、推移していくんですけども、これはやはり時間的にかなり差がございます。

例えば、実際に放射能とかで1日ぐらいたってとか。そういったことで、まず最初に、やはり津波の避難の場所に逃げていただく。それが落ちついて、そういったもし万が一、仮に放射能等、屋内退去が必要な場合、それから、一時避難等が必要な場合は、またそれに応じた場所にまた移動していただくようなこともあります。そのところが、時間的には、ある程度負荷があるものと考えております。

**富高生活環境部長** 複合災害の場合を想定しまして、先ほど池永課長が言いましたように、一定期間避難場所に行きました。次に、一定期間そこで生活といいますか、滞在する場所として避難所を指定しておりますが、その指定をした避難所のうちから、屋内退避ができる、いわゆる遮蔽性の高い建物を、ばらばらにするのではなくて、やはり複合災害の場合に、避難所で生活するようになりますから、そこが屋内退避もできる遮蔽性のある建物はどこかというものを、その中から選んで指定をするようにしております。

**井上委員** やっぱり図面がないと、どうも言葉だけではわからんたいね。ですから、今後やるときには、やっぱり図面と、ある程度、海岸端にある町村の図面で、何かあったときには、ここにおればいいとかいうような話をしてもらわないと、言葉だけじゃ、文字だけじゃ、どこでどうやって、大体つくるならどこが、どういうふうな地形になっているかわからないもの、日田だからね。だから、何かわかるように、ぱっと何かひとつこしらえて、やるときは両方やってよ。

伊方でも原発が向こうにあるけど、じゃあ、30キロメートルって、どこまで入のと言っても、言葉じゃわかるけど、どこかわからないもん。ぜひとも今後は説明は図面か何か出して、わかるようにしてもらえるとありがたいなと、済みません、要望です。

**馬場委員長** では、今後のご説明のときによろしくお願いいたします。

**深津委員** その関連でもあるんですけど、伊方原発の関係でちょっとお尋ねしたいんですが、災害というのは、ないにこしたことはないわけですが、万が一あったときに、あのにあんなしとったらよかったとか、あるいはできなかつたかという、後、結果論として、

いろんな後悔とか反省というのはつきものなんですね。その反省をいかに最小限で食いとめるかということが災害に対する備えだというふうに私は思っておるんですが、伊方原発の問題というのは、私が言うまでもなく、皆さんもご存知のとおり、いつトラブルによって災害が起きるか、また被害が起きるかわからないという状況の中で、四国側、伊方側と、大分県側との情報交換といますかね、いろんないいことも悪いことも含めて、そういう情報交換というのが定期的にされているのか、もしくは具体的に1カ月に1回とか、2カ月に1回とか、緊急時に限らず、定期的にやっておるのかどうか、その点についてはどうなのか。

**池永防災危機管理課長** これにつきましては、やはり愛媛県と情報交換というのを、委員おっしゃるとおり非常に大事なことと思っておりますので、愛媛の原子力安全対策課とか、もう年に、担当レベルまで入れますと、10回以上情報交換をやっている。向こうから来てもらったり、うちからも出ていくということで、定期的にこれは実施させていただいております。

**御手洗委員** 先般、深夜、地震がありました。それで、この防災設備というのは備わっているんだろうけど、佐伯市も含めて、それが適用というのか、使えなかったんですね。そういうところの県の指導とか、調査に任ずとかよくわかりませんが、その点、どういう指導をやって、どのような形になって、1本でやっているのかどうなのか、そこのところはどうかね。

**池永防災危機管理課長** ジェイアラートの件でよろしいですか。（「はい」と言う者あり）

先日、新聞にもちょっと載ったんですけども、ジェイアラート、あれは緊急地震速報というものの、いわゆる地震が来る前に、どれぐらいの地震が来るか、また、震度5弱以上が来るときに、一応気象庁が発表するというごさいます。その設定をしていなかった市町村があったということでもあります。

ちょっと内容を簡単にご説明いたしますと、ジェイアラートでそういった情報が来まして、それが自動起動という形で今度は防災行政無線を立ち上げます。そして、実際、例えば、集会場のスピーカーとかに流れるわけなんですけども、そこまでに、アナログ系の放送設備等でしたら、例えば、20秒なりかかるというような施設もごさいます。そうした場合は、緊急時地震速報が来ましたよと言って、例えば、もう10秒で来るような場合は、結局、鳴ったときにはもう地震が来ていたということで、そういうことがあるもんですから、国のほうのジェイアラートの運用規定の中で、そこら辺、猶予規定というのがございまして、例えば、自分のところは20秒かかるから、例えば、10秒で来るような場合は、はじいてしまう。もう鳴らないというような設定もできるわけです。というのが、地震のほうが先に来ている、後からまた余震が来るのではないかというよう、そういった誤解も生じたら住民が混乱する。そういうことで、その辺の設定がある程度市町村に任せられていると、機材等の問題もあるもんですから。ジェイアラートの緊急時地震速報については、いつと、非常に機材等に細かい部分があるものですから。

**御手洗委員** 結果的には、セットしたんですね。（「はい」と言う者あり）結果的にはね。以前はしていなかったと。（「そうですね」と言う者あり）先ほど説明があったような、こういうことは、本来あるべきなのか、じゃあ、来たときどうなるのかということもあるんだろうけど、せっかくのそういう設備をしているんですから、そこのところはや



はり県も含めて、町村任せじゃなくて、しっかりやっておかないと、そういうことが今まで予測をせんことがあるんじゃないかなというふうに思って、こういう災害ですから、念には念を入れていただいて、対策を講じていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと申します。

**馬場委員長** ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と申う者あり〕

**馬場委員長** ほかに、質疑もないようですので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかにございませんか。

〔「なし」と申う者あり〕

**馬場委員長** 別にないようでありますので、これをもって生活環境部関係を終わります。

執行部の皆さんはご苦勞さまでした。

〔生活環境部退室、福祉保健部入室〕

**馬場委員長** これより、福祉保健部関係の説明に入ります。

説明に入る前に、本日は初めての委員会でありますので、まず、私のほうからご挨拶を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

**馬場委員長** では、委員の皆さんの自己紹介をお願いいたします。

〔委員自己紹介〕

**馬場委員長** 次に、事務局の職員をご紹介いたします。

議事課の武石君です。(起立挨拶)

政策調査課の三重野君です。(起立挨拶)

引き続きまして、執行部の自己紹介をお願いいたします。

〔平原福祉保健部長挨拶〕

〔幹部職員自己紹介〕

**馬場委員長** それでは、福祉保健部関係の平成26年度の行政組織及び重点事業等について、執行部の説明を求めます。

**平原福祉保健部長** それでは、福祉保健部の組織、予算及び重点事業等について、説明を申し上げます。

まず、私のほうから部に係る行政組織及び予算等の総括的事項について、説明申し上げ、その後、各課室長から、それぞれの組織、分掌事務、重点事業等について、説明させていただきます。

資料は、お手元の福祉保健生活環境委員会資料により行わさせていただきます。1ページをお願いいたします。

まず、組織等についてです。

まず、本庁ですが、上から、福祉保健企画課、地域福祉推進室、監査指導室、医療政策課、薬務室、健康対策課、国保医療室、高齢者福祉課、こども子育て支援課、2ページになりますけれども、障害福祉課の6課4室となっております。

次に、地方機関でございますが、1ページに戻っていただきまして、上のほうにありま

すけども、福祉保健企画課において、保健所6カ所、保健部3カ所を所管しております。

また、こども子育て支援課では、二豊学園、こども・女性相談支援センター、中津児童相談所などを所管しております。

そして、2ページの上のところでございますけども、障害福祉課では、こころとからだの相談支援センターなどを所管しております。

次に、部全体の職員数ですけども、本庁が215名、地方機関が360名、総数で575名となっております。

その下(2)の県立施設でございますけども、大分県社会福祉介護研修センターから聴覚障害者センターまで、全部で4施設ございまして、指定管理者制度により、大分県社会福祉協議会などに運営を委託しております。

続いて3ページをお願いいたします。

本年度の福祉保健部関係の予算について、説明を申し上げます。

まず、(1)一般会計でございますが、当部に関係する予算総額は、左の方、福祉保健部①の計の部分で、915億2,120万8千円でございます。

これを右の方にあります25年度当初予算額と比較いたしますと、52億2,506万円、率にして6.1%の増となっております。

なお、今年度から、生活環境部が所管をしておりました私立幼稚園に関する業務を、当部に移管したことに伴い、必要な予算をつけかえております。参考までにつけかえ前の予算額を括弧内に記載しているところでございます。

次に、4ページの(2)特別会計でございますが、母子寡婦福祉資金特別会計について、予算額9,240万8千円を、公債管理特別会計について、予算額13万4千円を計上しているところでございます。

続いて、5ページをお願いいたします。

当部の26年度当初予算のポイントについて説明を申し上げます。

1つ目は、子育て満足度日本一の実現でございます。

子供たちが健やかに生まれ、育つ環境の整備を進めるとともに、子育て世帯の精神的・経済的負担の軽減などに取り組み、子育て満足度日本一の実現を目指します。

2つ目は、高齢者の元気づくりと新たな支え合いづくりであります。地域包括ケアシステムの促進のために、医療と介護の連携促進や人材育成に取り組むとともに、認知症患者への支援体制の整備を促進します。

また、高齢者の地域活動への参加を促進することで、元気づくりや生きがいづくりに取り組んでまいります。

次に、資料6ページですけども、3つ目は、障がい者が地域で暮らし働ける社会づくりの推進でありまして、障がい者が自ら選んだ地域で安心して暮らしていけるよう、さらなるサービス提供体制の充実を図るとともに、障がい者の就労を促進してまいります。

4つ目の人権を尊重し共に支える社会づくりの推進では、出産や育児などを契機とした離職を防止するために、女性が継続して仕事を続けられるよう環境を整備いたします。

また、生活保護受給に至る前段階で早期から支援し、自立を促進します。

7ページをお願いいたします。

5つ目の医療の充実と健康づくりの推進では、医師の地域的偏在の解消や僻地における

医療の確保に加え、広域救急医療体制や災害医療体制の充実を図るとともに、できる限り住みなれた家庭や地域で療養できるよう在宅医療提供体制の整備を促進してまいります。

また、全国平均を下回る健康寿命を延ばし、生涯にわたり健康で自立して暮らせるよう、生活習慣病の予防対策を推進いたします。

6つ目の危機管理の強化では、災害時、避難等に支援が必要な高齢者、障がい者、乳児、妊産婦などへの対策の充実や災害医療搬送体制の強化などを進めます。

以上、6つの柱に沿って各施策を組み立てております。

具体的な事業の内容につきましては、それぞれの担当課室長から説明いただきます。

私からの説明は以上でございます。

**池永福祉保健企画課長** 続きまして、福祉保健企画課関係についてご説明申し上げます。

資料の8ページをごらんください。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当課は総務班以下3つの班で構成され、本庁の職員数は、部長、審議監を含め、計21名となっております。

また、当課が所管する地方機関は、6保健所、3保健部となっており、その職員数はそれぞれ記載のとおりですが、合計しますと239名となります。

次に、事務分掌ですが、15項目あり、主なものは、(4)及び(5)の部全体に係る組織・人事・予算に関すること、(10)の地域保健法の施行に関することなどでございます。

次に、9ページをお開きください。

2の課・室の予算について、ご説明申し上げます。

当課の平成26年度当初予算は、地域福祉推進室及び監査指導室分を含め、左から2つ目の(A)欄にありますように、57億2,970万3千円となっております。これを右の方にあります平成25年度当初予算額(B)欄と比較しますと、金額にして、4,494万9千円、0.9%の減と、ほぼ横ばいの予算となっております。

次に、3の重点事業についてご説明申し上げます。

訪問看護・介護連携強化推進事業389万7千円でございます。

右側の事業概要欄にありますとおり、この事業は、在宅における住民の状態維持、改善、悪化防止に向けて、訪問看護と介護の連携による在宅ケア体制を強化し、地域包括ケアの推進を図るものです。

具体的には、県内の各圏域ごとに、訪問看護を導入したケアプランの検討会や実践・評価を行うこととしています。

福祉保健企画課関係の説明は以上でございます。

**後藤地域福祉推進室長** 地域福祉推進室関係について、説明申し上げます。

資料の10ページをお開きください。

1の組織、事務分掌の組織でございますが、当室は地域福祉班と保護班で構成され、職員数は13人となっております。

次に、事務分掌ですが、12項目ありまして、主なものは、(1)の社会福祉法の施行に関すること、(5)の災害救助法の施行に関すること、(8)の大分県福祉のまちづくり条例の施行に関すること、(9)の生活保護法の施行に関すること、さらに(12)の生活困窮者自立支援法の施行に関することなどでございます。

次に11ページをお開きください。

2の重点事業について、説明申し上げます。

まず、生活困窮者支援体制構築事業1億3,373万3千円でございます。

この事業は、生活困窮者自立支援法の平成27年4月からの円滑な施行に向けた体制整備を行うものでありまして、各市が取り組むモデル事業に対して助成するとともに、県が実施するモデル事業としまして、日出町において生活困窮者を対象とした総合的な相談支援等を日出町社会福祉協議会に委託して実施するものでございます。また、関係機関からなる協議会を設置するとともに、支援従事者の研修を行うものでございます。

次に、ユニバーサルデザイン推進事業591万円でございます。

この事業は、障がい者を初め全ての人にやさしいまちづくりを目指すユニバーサルデザインを推進するものでありまして、具体的には、企業等と連携してUD体験空間の設置などユニバーサルデザインの普及啓発を行うとともに、車椅子駐車場の適正利用を促進するため、大分あったか・はと駐車場利用証制度を推進するものでございます。

地域福祉推進室関係の説明は以上でございます。

**大戸監査指導室長** 監査指導室関係について説明申し上げます。

資料の12ページをごらんください。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当室の職員数は12名となっております。

次に、事務分掌ですが、7項目あり、(1)の社会福祉法等に基づく社会福祉法人や施設等の指導監査に関することなどがございます。

次に、13ページをお開きください。

2の重点事業について、説明申し上げます。

社会福祉法人指導監督事業129万4千円でございます。

この事業は、社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査を実施し、適正な運営の確保を図るとともに、介護サービス事業者及び障害福祉サービス事業者に対する指導・監査を行い、サービスの質の確保、給付の適正化を図るものでございます。

監査指導室関係の説明は以上でございます。

**高窪医療政策課長** 医療政策課関係について、説明申し上げます。

資料の14ページをごらんください。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当課は医務班以下4つの班で構成されておりまして、職員数は、看護科学大学への業務援助職員、県立病院に研修医として勤務する自治医科大学卒業医師及び地域医療確保のため、市町村に派遣している医師を含め、計49名となっております。

次に、事務分掌ですが、25項目ありまして、主なものは、(2)の医療法の施行に関すること、(8)の保健師助産師看護師法の施行に関すること、(17)から(19)までの救急医療に関すること、(21)の地域医療の確保に関することなどがございます。

次に、15ページをお開きください。

2の課・室の予算について、説明申し上げます。

当課の26年度当初予算は、薬務室分を含め、42億6,182万円となっております。これを25年度当初予算額と比較いたしますと、8億5,898万5千円、16.8%の減となっております。これは、主に地域医療再生施設設備整備事業費の減などによるもの

でございます。

次に、3の重点事業について説明申し上げます。

広域救急搬送体制整備事業費1,223万円でございます。

この事業は、災害・事故現場で消防機関と連携して救命処置やトリアージ等を行います。災害派遣医療チーム大分DMATを編成し、被災者の救命率の向上や後遺症の軽減を図るための災害医療体制整備や広域救急搬送体制整備などを行うものです。

具体的には、(2)にあります大分DMATの出動体制や(3)にあります救急患者の搬送体制を充実するための資機材等の整備や(5)にあります災害医療従事者研修などを実施いたします。

また、今年度は、(6)のところに記載しておりますが、政府主催の総合防災訓練におきまして大規模災害を想定しました広域医療搬送訓練を実施いたします。

次に、16ページ、在宅医療連携拠点体制整備事業費1億1,162万7千円でございます。

この事業は、在宅医療を提供する医療機関等を連携拠点として、地域における包括的かつ継続的な在宅医療を提供するための体制を構築する市町村、医師会等の取り組みに対して補助するものでございます。

また、在宅医療連携拠点体制の推進に向けて核となる人材を育成し、実践により得られた事例分析を通して、在宅医療を推進するための地域診断ツールを開発する経費について補助するものでございます。

最後に、医療提供体制施設整備事業費1億3,729万3千円でございます。

この事業は、良質かつ適切な医療を効率的に提供するとともに、患者の療養環境の改善、医療従事者の職場環境の改善等を図るために医療機関が行います施設整備等に対して補助を行うものです。

具体的には、医療機関における太陽光発電装置の整備や、消防法上では、スプリンクラーの設置義務がない医療機関が行いますスプリンクラー等の防火設備の整備等に対して補助を行うものでございます。

医療政策課関係の説明は以上でございます。

**末松薬務室長** 薬務室関係について説明申し上げます。

資料の17ページをお開きください。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当室の職員数は7名となっております。

次に、事務分掌ですが、13項目あり、主なものは、(1)の薬事法の施行に関すること、(9)の安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の施行に関することなどでございます。

次に、18ページをごらんください。

2の重点事業について、説明申し上げます。

献血推進事業462万8千円でございます。

大分県の献血者数は、平成3年をピークに減少しており、特に30歳未満の若年層献血者が大きく減少しております。このため、(1)の医療用血液確保対策及び(2)の献血推進ボランティア団体等育成事業により、若年層への献血意識の普及啓発や献血者基盤の拡大を図るものでございます。

また、今年度は（３）の献血制度発足５０周年記念大会を開催し、広く県民に献血の重要性を発信してまいります。

薬務室関係の説明は以上でございます。

**内田健康対策課長** 健康対策課関係について説明を申し上げます。

資料の１９ページをお開きください。

１の組織、事務分掌の組織ですが、当課は、母子保健班以下４つの班で構成され、職員数は２３名となっております。

次に、事務分掌ですが、２６項目あり、主なものは（４）の健康増進法の施行に関すること、（１０）の母子保健法の施行に関すること、（１６）の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関すること、（２２）の難病対策に関すること、（２４）の新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に関することなどがございます。

次に、２０ページをごらんください。

２の課・室の予算について説明申し上げます。

当課の２６年度当初予算は、国保医療室分を含め、３３５億３，７１０万３千円となっております。これを２５年度当初予算額と比較いたしますと、２億７，０２８万８千円、０．８％の増となっております。これは、主に後期高齢者医療等推進事業費などの、扶助費の増などによるものでございます。

次に、３の重点事業について説明申し上げます。

障がい児者歯科診療体制整備事業費３２８万１千円でございます。

この事業は、障がい児者が歯科診療を受けやすい体制を整備するものです。

具体的には、（１）の障がい者施設において、歯科健診・歯科保健指導を行い、障がい児者の口腔状況を把握するとともに、（２）の地域の歯科診療所等について、どこでどのような診療を受ける事ができるか調査を行い、公表いたします。

さらに、（３）の障がい児者に対する歯科診療スキルを高めるため、歯科医師等を対象に研修を行う予定としております。

次に、緊急時放射線量検査体制整備事業費２５３万円でございます。

この事業は、伊方原発事故を想定し、気体状の放射性物質いわゆる放射性プルームの影響を受けるおそれのある県民や避難者の放射線量の検査体制を整備するものです。

具体的には、放射線量の検査を行う職員に対する基礎知識習得のための研修を行うとともに、検査の安全を確保するため、放射性物質から身を守る个人防护具やポケット線量計等の整備を行います。

最後に、みんなで進める健康づくり事業費３８８万４千円でございます。

本県の健康寿命は全国平均を下回っており、その対策として、生活習慣病予防に取り組むものでございます。

具体的には、（１）の高血压対策として、脳血管疾患・新規人工透析移行の減少のため、血压の低下を目的に、外食、中食及び家庭食の減塩化を図るうま塩プロジェクトを実施します。

また、（２）の個人ではなく、企業全体で健康づくりに取り組む企業をふやすため、健康支援企業の登録等を行うことで、経営者の健康意識醸成を促します。

健康対策課関係の説明は以上でございます。

**清末国保医療室長** 国保医療室関係についてご説明申し上げます。

資料の21ページをお開きください。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当室は国保指導班と保険医療指導班で構成され、職員数は10名となっております。

次に、事務分掌ですが、5項目あり、主なものは(1)の市町村等の国民健康保険事業運営の指導監督に関する事、(5)の高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関する事などでございます。

次に、22ページをごらんください。

2の重点事業について、ご説明申し上げます。

国民健康保険基盤安定化事業114億96万4千円でございます。

この事業は、国民健康保険法の規定に基づき、市町村国民健康保険財政の運営の安定化を図るため、(1)及び(2)の低所得者に対する保険税の軽減や(3)の高額医療費共同事業などに対して県の負担を行うとともに、(5)の財政調整交付金を交付するものでございます。

次に、後期高齢者医療等推進事業176億6,824万6千円でございます。

この事業は、平成20年4月1日から開始された後期高齢者医療制度に係るものであり、具体的には、制度を運営する大分県後期高齢者医療広域連合等に対し、(1)の後期高齢者医療給付費の定率12分の1の負担金や、(2)の高額医療費の発生による財政リスクの軽減、(3)の低所得者に対する保険料軽減などに対し、県負担金を交付するものです。

国保医療室関係の説明は以上でございます。

**飯田高齢者福祉課長** 高齢者福祉課関係についてご説明申し上げます。

資料の23ページをお開きください。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当課は、長寿・援護班以下4つの班で構成され、職員数は28名となっております。

次に事務分掌ですが、15項目あり、主なものは(1)の老人福祉法の施行に関する事、(3)の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に関する事、(5)の介護保険法の施行に関する事及び(7)の戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関する事などでございます。

次に、24ページをごらんください。

2の課・室の予算について説明申し上げます。

当課の26年度当初予算額は、176億8,003万8千円となっております。これを25年度当初予算額と比較いたしますと、金額にして、2億4,814万2千円、1.4%の減となっております。

次に、3の重点事業について説明申し上げます。

地域包括ケアシステム構築推進事業3,914万7千円でございます。

この事業は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる、地域での体制の構築を推進するものでございます。

具体的には、地域包括ケアシステムの構築を推進するため、在宅高齢者を対象に生活支援サービスを提供する事業の立ち上げや介護予防事業を行う拠点整備など、地域ケア会議等で集約された地域課題に対応する取り組みに対して補助をいたします。

また、訪問介護職員や通所介護職員を対象に、自立支援の考えに基づいた介護予防の知識と技術の向上に資する研修等を実施するとともに、地域ケア会議の司会者や、会議において助言を行う作業療法士等の専門職種を対象とした研修等を実施し、会議の定着及び質の向上を図ることとしております。

次に25ページをお開き願います。

市町村介護予防強化推進事業1、103万6千円でございます。

この事業では、住民主体の健康づくり・介護予防を推進するため、介護予防体操普及リーダーを養成するとともに地域のサロン等へ指導者を派遣し体操の普及を図ります。

また、(3)のところでございますけれども、通所型介護サービス事業所へ先進事業所の職員を派遣し、事業所職員に生活機能向上の支援に資する知識・技術を習得させるとともに、事業所相互の連携強化を図るための連絡会議を開催いたします。

さらに、通所型介護サービス事業所で活用できる生活機能向上支援マニュアルを作成するとともに、事業所職員の資質向上を図る研修を実施いたします。

最後に、はつらつ高齢者地域活動チャレンジ事業727万5千円でございます。

この事業は、元気な高齢者が地域活動等に参画できるよう、必要な知識や技術を学び活動に結びつけるおおいたシニアリーダーカレッジを開催するとともに、カレッジを修了した高齢者等が、活動の主体となって実施する地域の高齢者の居場所づくりや、生活支援事業などの立ち上げに要する経費に対し補助するものでございます。

また、豊かな知識・経験・技能を持ち、地域活動に意欲のある高齢者をふるさとの達人として登録するとともに、放課後児童クラブや児童館、福祉施設等への派遣や活動するための基礎知識を習得する研修会を開催し、登録者の活躍の場の拡大を図るものでございます。

高齢者福祉課関係の説明は以上でございます。

**山口こども子育て支援課長** こども子育て支援課関係について説明申し上げます。

資料の26ページをごらんください。

1の組織、事務分掌の組織ですが、当課は家庭福祉班以下4つの班で構成され、職員は22名となっております。

また、当課が所管する地方機関は、二豊学園以下6機関あり、その職員数は98名となっております。なお、中央児童相談所、婦人相談所及び婦人寮の3機関については、こども・女性相談支援センター等との兼任となっております。

次に事務分掌ですが、17項目あり、主なものは(1)の児童福祉法の施行に関すること、(6)の母子及び寡婦福祉法の施行に関すること、(9)の児童虐待の防止等に関する法律の施行に関すること、(14)の子ども・子育て支援法の施行に関することのほか、昨年6月に法律が成立したことを踏まえ、(16)の子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行に関することを、また、幼保連携の一層の推進を図るため、(17)の私立幼稚園に関することを今年度新たに加えております。

次に、27ページをお開きください。

2の課・室の予算について説明申し上げます。

当課の26年度当初予算は、180億68万円となっております。これを25年度当初予算額と比較いたしますと、59億4,758万3千円、49.3%の増となっております。



す。これは、国からの交付金を大分県安心こども基金に積み増すことや、保育所の施設整備の拡充などを図るほか、先ほど部長から説明がありましたとおり私立幼稚園に関する業務を、生活環境部から移管したことなどによるものでございます。

次に3の重点事業について説明申し上げます。

みんなで子育てキャンペーン推進事業3,547万5千円でございます。

この事業は、子育て中の親が抱えている不安感や孤立感を和らげるため、さまざまな媒体を活用して子育て応援情報を発信するものです。

具体的には、(1)にありますとおり、子育て応援情報の発信強化を図るため、マスメディアを活用した積極的な情報発信のほか、NPOや企業との連携によりキャンペーンを推進します。

次に、子育て支援対策充実事業30億5,129万7千円でございます。

この事業は、安心こども基金等を活用し、保育所の整備や市町村が実施する子育て支援事業等への助成を行うものです。

次の28ページをごらんください。

情緒障害児短期治療施設整備事業1億8,385万4千円でございます。

この事業は、親からの虐待等により、心理的・精神的な課題のある情緒障害児を治療する施設でございます情緒障害児短期治療施設を新設する社会福祉法人藤本愛育会に対し、その建設費を補助するとともに、建設用地の周辺整備を行うものです。

なお、開設は、平成27年4月を予定しております。

最後に保育士確保・保育所等機能強化事業995万円でございます。

この事業は、保育サービスの質・量を充実させるため、保育の担い手である保育士を確保するとともに、専門研修等を実施し、地域における保育所の機能を強化するものです。

具体的には、(1)にありますように、保育士・保育所支援センターを設置し、保育士の就職活動を支援します。また、(2)にありますとおり、生活困窮など特別な配慮が必要な児童等に適切な支援が行えるように、医療・保健等に精通した専門的保育士を養成することにより、保育所等の機能強化を図ることとしております。

こども子育て支援課関係の説明は以上でございます。

**姫野障害福祉課長** それでは、障害福祉課関係についてご説明を申し上げます。

資料の29ページをお願いいたします。

1の組織、事務分掌の組織でございますが、当課は計画・スポーツ班以下5つの班で構成され、職員数は30名となっております。

また、当課が所管する地方機関はこころとからだの相談支援センター以下4つあり、その職員数は23名となっております。なお、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所及び精神保健福祉センターの3機関につきましては、こころとからだの相談支援センターとの兼任となっております。

次に事務分掌でございますが、15項目あり、主なものは(1)の身体障害者福祉法の施行に関する事、(2)の知的障害者福祉法の施行に関する事、(3)の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する事、(4)の児童福祉法の施行に関する事務のうち、障害児に関する事、(6)の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する事及び(7)の自殺対策基本法の施行に関する事と

なっております。

次に30ページをごらんください。

2の課・室の予算についてご説明申し上げます。

当課の26年度当初予算は、123億1,186万4千円となっております。これを25年度当初予算額と比較いたしますと、1億5,926万5千円、1.3%の増となっております。これは、障害福祉サービスの提供に係る障害者自立支援給付費の増などによるものでございます。

次に3の重点事業についてご説明申し上げます。

障がい者就労環境づくり推進事業2,830万9千円でございます。

この事業は、障がい者の福祉分野における就労の拡大を図るため、就労継続支援A型事業所の新設や社会福祉法人等での雇用を促進するものでございます。

具体的には、就労継続支援A型事業所の新設又はB型事業所からA型事業所への転換等を促進するため、A型事業所の作業の確保に必要な設備等を設置する費用を助成するとともに、障がい者雇用事例集の作成及び雇用促進セミナーを開催することといたしています。

障害福祉課関係の説明は以上でございます。

**馬場委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑、ご意見などはございませんか。

**堤副委員長** ことし児童扶養手当が0.3%、たしか削減されるというふうに聞いているんだけど、県下の影響の人数とか金額、わかりますか。

**山口こども子育て支援課長** ちょっと今直ちに手元に資料がございませんので、必要な計算をした上でお持ちをいたしたいと思います。

**堤副委員長** 資料、ついでに、高齢者福祉の関係で、特養が3以上が原則入居、将来的に今検討されよるんだけど、今現在の市町村別の特養の待機者というのは、資料が出ているかな。

**飯田高齢者福祉課長** 先般、6千人を超えるというようなそういった数でございますので、今、手元に市町村別のデータをちょっと持ち合わせておりませんので、後ほど紙を用意させていただきたいと思います。

**馬場委員長** では、後で資料をお願いいたします。

**井上委員** 20ページで3の高血圧対策事業の中で、人工透析患者の減少、これはこのくらいの予算でこういったものが果たして減少できるのかなと思います。そうすると、この人工透析等の患者について、予算も大変市町村で財政を圧迫するということで、非常に重要な課題として位置づけているところもあるんだけど、県がこれだけのことでいいんですか。こういうことしかないんですかね、減少させるというのは。その辺どうですか。

**内田健康対策課長** 減塩によって透析が減るのかというお尋ねだと思いますけれども、まず、減塩によりまして、今現在、大分県民が平均で約11グラムの塩分をとっております。これを3グラム減らしまして、大体国も目標8グラムとしておりますが、8グラムとするということにいたしまして、そういった3グラムの減塩、それから、あと運動習慣の定着、そういったものによりまして、平均血圧が約4ミリ、収縮期血圧、血圧は上の血圧と下の血圧というのがございますが、その上のほうの血圧を4ミリ下げることによりまして、例

えばですけれども、脳卒中とかの死亡率、こういったものが約8%減るとか、あるいはもともと糖尿病がある方というのが、人工透析に移行する割合としては、今一番多い。糖尿病が原因となって人工透析となる方が一番多いですけども、その糖尿病の方が人工透析に移行する率も、その平均血圧を4ミリ下げることによって、8%から10%減るとか、そういったいろいろな根拠がございまして、現在こういった減塩に取り組むということにしております。

**井上委員** そう言う私も自信ないんですよ。(笑声) ちょっとつけ加えておきますけれども、いずれにしても、いろいろな財政面については、そういう非常に厳しい面で市町村は大変困っているんじゃないですか。その辺のところはどうですか。財政面についての負担が相当あるという話を聞いたんですけども、その辺どうですか、そういう状況の中においては。

**内田健康対策課長** 確におっしゃるとおりであり、医療費の負担が年々ふえておりますので、非常に県としても今後、健康寿命を延ばすと、こういった病気で困る人を少なくするという大事なことだろうと思っておりまして、昨年度、策定いたしました健康づくり計画ですね、改定しましたけれども、生涯健康県おおいの21の第二次版、これを進めていこうというふうに考えております。

予算的なものにつきましては、確におっしゃるとおり、これぐらいの予算ですけども、あと、いろんなところと連携いたしまして、例えば、協会健保とあって、中小企業の被保険者の多い、昔は政管健保と言っていたところですけど、こちらと共同で、若い世代の健康づくりを少し推進していったり、あるいは言われるように市町村が非常に国保医療費の負担で困っておりますので、市町村が一義的には健康づくりというのは進めていただかないといけないんですが、市町村が健康づくりを進めていく上で、少し障害となるような、例えば、医療との連携の部分でありますとか、そういった部分は県が例えば、保健所とかが中心になりまして、これまでも、例えば、糖尿病の重症化予防とかいった取り組みは続けておりますので、そういった部分での支援は続けていきたいと考えております。

**井上委員** 頑張ってください。

**内田健康対策課長** ありがとうございます。

**深津委員** 防災ドクターの2点について、ちょっとお尋ねしたいのですが、ドクターヘリの、今の運航されて、それぞれとうとい命を救って、役割を果たしておると思うんですが、今の稼働率というんですかね、状況がまず1つですね。

それと、防災ヘリについて、今もう古くなっておるんですが、今後の計画、狭くて、古いということを私は認識しているんですが、その点についてどうでしょうか。

**高窪医療政策課長** ドクターヘリにつきましては、24年10月に導入をいたしまして、平成25年度の1年間の実績でございますが、ドクターヘリの要請件数、要請があった、依頼があった件数が556件、これに対して出動したのが457件というふうになります。1年間457件、平均365日ですから、非常に稼働しておるというふうな状況だと思います。

それから、防災ヘリについては、生活環境部のほうの所管になると思いますので、詳しくないんですけど。

**馬場委員長** よろしいですか。

**深津委員** はい。

**原田委員** 30ページの障がい者就労の環境づくりなんですけど、今、A型の新設、またはB型からA型への移行を促進するという意味だと思うんですけども、B型の運営者の人と話していると、やっぱりA型というのは、事業規模的にも大きいことをせざるを得ないし、そういった中で、それからの運営がうまくできるのかという不安の中で、なかなかA型、趣旨はわかるけど、なかなかそこまで踏み出せないという気持ちなんだというお話を聞くんですが、そういった意味で言うと、とってもそうした方々に対しても、ハードルは高いんですけど、モデル的な取り組みを含めて、これからの取り組み方、本当にどうやっていくのだろうということを質問させていただきたいと思います。

**姫野障害福祉課長** 委員おっしゃるようにA型事業所は、最低賃金とかの労働法を適用されますので、それをクリアしないといけない、生産性の高い作業ができないといけないということで、なかなかB型から簡単にA型というのはできない部分があります。

ただ、今、A型事業所も18市町村のうち、8市町村については、全くないんですね。ですから、そういったところ、まだA型事業所がないところに、何とか設置をしたいというのが1つ。

それから、B型事業所の中にも、幾つか違った作業を行っております。その中で生産性の高い部分がありますので、そこにB型事業所に通所している障がいのある方も、そういった生産性の高い業務に従事できるだろうという人もおりますので、そういうのは、作業を分離して、働ける人は生産能力の高い人は、そういうA型事業所の部分に従事していただいて、賃金に当たります工賃も、高いものを取っていただきたいなというふうに思っております。

そして、県下でいろんな工夫した取り組みがありますので、今年度、そういった事例も調査して、事例集も作るようにしております。それをB型事業所、それから、全く新たにA型事業所を始めたいということにも紹介していこうというふうに考えております。

**原田委員** 今の課長の、中のというのは、例えば、B型の作業所の中に一部A型があったりすることもありということでしょうか。

**姫野障害福祉課長** もちろん作業は1つの事業所の中でも、これは多機能型事業所という言い方をするんですけども、作業は別にしてもらいます。それから、A型事業所に従事する障がい者とB型事業所に従事する障がい者は別にさせていただきますけども、1つの場所でA型事業所とB型事業所は同時にというか、同じ場所でやるということは可能です。区分は必要になってきますけども。

**馬場委員長** ほかに、ご質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**馬場委員長** ほかに、質疑もないようですので、これをもちまして、平成26年度の行政組織及び重点事業等を終わります。

次に、執行部より、報告をしたい旨の申し出がありますので、これを許します。

**平原福祉保健部長** まず、私のほうから、諸般の報告の議決が必要な計画について、説明させていただきたいと思います。

資料の31ページをお願いいたします。

本県では、大分県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に基づきまして、県行政に係る基本的な計画の策定・変更等について、議会の議決が必要であると定めることにより、わかりやすく実効性の高い計画の策定を図るとともに、県民の視点に立った効果的な県行政を推進することとしております。

現在、この基本的計画というのは、下の2のほうにありますように8つの計画がありますが、この基本的な計画のうち当部で所管しております大分県民福祉基本計画と大分県次世代育成支援行動計画の2つにつきまして、今年度末をもって計画期間が終了いたしますことから、今年度中に新たな計画を策定することといたしております。

両計画につきましては、今後の予定で掲げておりますけれども、今後、各定例会において策定状況を常任委員会に報告させていただき、特に、9月の第3回定例会におきまして、条例第4条に基づき、計画策定の目的・理由、概要等を報告させていただき予定としております。また、最終の計画案につきましては、条例第3条に基づき、3月の第1回定例会において議決議案として上程し、議決をいただきたいと思いますと考えております。

参考までに、条例の全文を32ページに掲載しているところでございます。

今後、各課室長のほうから、今年度の計画の概要について説明させていただきます。

**後藤地域福祉推進室長** では私から、大分県地域福祉基本計画、仮称でございますが、この策定につきまして、説明を申し上げます。

資料の33ページをお開きください。

この計画は、現行の大分県民福祉基本計画の計画期間が本年度で終了することから、平成27年度からの5年間を計画期間とする大分県地域福祉基本計画（仮称）を新たに策定するものでございます。

まず、計画の位置づけについて説明申し上げます。

この計画は、社会福祉法に基づく、各市町村の地域福祉を支援する地域福祉支援計画であるとともに、県の長期総合計画の部門計画としまして地域福祉の基本指針を示すものでございます。また、ユニバーサルデザインの推進に係る基本指針も盛り込むこととしております。

次に、上から2段目の背景と課題についてですが、少子高齢化の進行に伴う人口減少社会の到来など、社会や県民意識の動向を踏まえる一方、昨年度から、県下6圏域ごとに地域福祉座談会を開催してまいりまして、地域で核となる人材の不足などさまざまな課題をいただけてきたものでございます。

その取り組みをもとにしまして、資料中段にありますように、計画の目的・基本理念(案)にありますように、新たな計画は、孤立ゼロ社会の実現を目指して、人口減少に立ち向かい、地域力を結集し、自助・共助・公助の連動による地域のつながりの再構築に向けた取組を定めるものとし、誰もがどこでも個人として尊重され、心豊かに暮らせる地域づくりを基本理念の案としたいと考えております。

資料の下の段の策定体制につきましては、中ほどに記載のとおり、庁内の関係課室長で組織します計画検討委員会を、作業部会であります庁内連絡会議及び地域福祉座談会の上部に設置し、常任委員会の皆様を初め、県内の有識者で構成される大分県社会福祉審議会や県の長期計画プラン推進委員会のご意見をいただきながら策定してまいりたいと考えております。

スケジュールでございますが、今後、本委員会へ報告を行うとともに、社会福祉審議会等の意見を踏まえ、素案を作成し、9月に議会報告を行った後、パブリックコメントを実施いたします。最終案は先ほど部長申し上げましたように平成27年第1回定例会に提案したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、目指すべき地域のイメージを次のページに記載しておりますので、ごらんください。

左側から、子ども、中央に高齢者、右側に障がい者とそれぞれの福祉分野での取り組みを示しております、その下のベースの部分を担当するのが地域福祉でございます。

各分野に共通する地域資源であります社会福祉協議会や民生委員、ボランティアなど、そういったさまざまな主体と協働し、支援を行うことで、誰もがどこでも個人として尊重され、心豊かに暮らせる地域づくりを目指すものでございます。

説明は、以上でございます。

**山口こども子育て支援課長** それでは35ページをお開きください。

大分県次世代育成支援行動計画おおいた子ども・子育て応援プラン（第3期計画）（仮称）の策定について、説明申し上げます。

この計画は、現行のプランの計画期間が平成26年度末までとなっていることから、右上の計画期間の欄に記載のとおり、27年度を始期とする5年間の計画を策定するものでございます。

資料中段に計画策定のポイントを4点記載しています。1つ目としましては、次世代育成支援対策推進法に基づく県の行動計画として、現行の計画を改定し、引き続き、子ども・子育て支援に集中的に取り組んでまいります。

2つ目といたしまして、一昨年の夏に成立しました子ども・子育て支援法に基づく県の事業計画という位置づけがございます。これについては、次のページをごらんください。

36ページの資料は、現行の計画と子ども・子育て支援法との関係を記したものでございます。現行の計画では、子どもの笑顔をはぐくみ、未来を拓く大分県をめざす姿とし、資料にございますとおり、2つの基本目標と7つの施策の柱を設けております。このうち、点線で囲った部分が、子ども・子育て支援法に基づく範囲に当たる部分となります。

前のページにお戻りいただきまして、計画策定のポイントの3つ目でございますが、大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2005」の部門計画としての位置づけがございます。そして4つ目としまして、進捗管理の強化ということで、子育て満足度日本一を掲げる大分県として、個別事業ごとの評価指標を、ほかの県計画と調和を取りつつ見直すとともに、現在14項目の総合的な評価指標につきましても、全国的な位置づけなどに配慮しながら見直しを進めてまいります。

資料の下の段の策定の体制につきましては、真ん中に記載のとおり副知事を会長とする次世代育成支援対策推進会議の下に、福祉、教育、マスコミ等の代表者や公募委員からなるおおいた子ども・子育て応援県民会議の委員の参画を得ながら、プラン策定ワーキンググループを設置し、新しいプランの素案を作るとともに、議会の皆さまや県民会議のご意見も踏まえながら策定してまいりたいと考えています。

策定のスケジュールでございますが、今後、本委員会へ報告を行うとともに、県民会議や県長期総合計画のプラン推進委員会の意見をいただきながら、8月に素案をまとめ、9

月に議会に報告の後、パブリックコメントを実施いたします。最終計画案は、平成27年第1回定例会に提案したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は、以上でございます。

**馬場委員長** ただいま2つの報告がございましたが、ご質疑、ご意見はございませんか。

**御手洗委員** 地域福祉基本計画ですが、保健部の審議監が委員長ということなんですが、計画検討委員会のメンバーというのは、どういうメンバーになるんですか。

**後藤地域福祉推進室長** 関係の県の課室長となります。具体的には、福祉保健部の高齢者福祉課長、あるいはこども子育て支援課長、障害福祉課長、健康対策課長等の福祉保健に関する課、室長、さらに小規模集落の関係などの地域福祉等に大いに関係がありますので、企画振興部も各課室長、また、ボランティアの問題などもこの地域福祉とはかかわりがありますので、生活環境部の男女共同参画課長、そのほか教育委員会や土木建築部の住宅等に関する施策ということで、あるいはそういった多方面にわたりますが、そういった関係課室長をメンバーとしております。

**御手洗委員** この枠の中に入っているということなんですね。この検討委員会の枠に、庁内連絡会議というのは、さっきおっしゃったようなことなんですよ。

**後藤地域福祉推進室長** はい、そうです。

**御手洗委員** こっちの右側の地域福祉座談会というのは、それはボランティアとかそういうことですか。

**後藤地域福祉推進室長** 地域福祉座談会につきましては、県内で6つのブロックでそれぞれ設けておまして、そのメンバーとしましては、市町村の福祉の担当者、また、市町村の社会福祉協議会の職員ですね。また、各地域で地域福祉を担っております民生委員さんや、あるいは自治会の役員の方々、そういった方々をメンバーとした座談会、会議体を設けているところでございます。

**御手洗委員** わかりました。これは、いつをめどにつくるんですか。

**後藤地域福祉推進室長** この計画ですか。

**御手洗委員** メンバー。

**後藤地域福祉推進室長** 地域福祉座談会につきましては、昨年度からずっと常に動き出しておまして、もう既に座談会メンバーは決まっております。

**御手洗委員** 決まっていますか。ちょっとメンバーを出してもらえますか、いいですかね。

**後藤地域福祉推進室長** はい、わかりました。

**馬場委員長** 後ほどでよろしいですか。では、よろしくお願いいたします。

**後藤地域福祉推進室長** はい。

**堤副委員長** 骨子作成となっている、3月以降。スケジュール、26年3月以降。骨子というのは、これですか。

**後藤地域福祉推進室長** いいえ、これは骨子ではありません。

**堤副委員長** それは、また説明か何かあるということですか。

**後藤地域福祉推進室長** はい、そうです。次回6月。

**堤副委員長** それは、骨子を今からつくって、6月議会で骨子の報告をするということ。

**後藤地域福祉推進室長** 骨子の概要ということの報告をいたします。

**馬場委員長** まだこれからということになるかと思っておりますので。

ほかに、何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**馬場委員長** ほかに、質疑もないようですので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかにごございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**馬場委員長** 別のないようですので、これをもって、福祉保健部関係を終わります。

執行部の皆さん、ありがとうございました。

〔福祉保健部退室、病院局入室〕

**馬場委員長** これより、病院局関係の説明に入ります。

説明に入る前に、本日は初めての委員会でありますので、まず、私のほうからご挨拶を申し上げます。

〔委員長挨拶〕

**馬場委員長** では、委員の皆さんの自己紹介をお願いいたします。

〔委員自己紹介〕

**馬場委員長** 次に、事務局の職員を紹介いたします。

議事課の武石君です。（起立挨拶）

政策調査課の三重野君です。（起立挨拶）

それでは引き続きまして、執行部の自己紹介をお願いいたします。

〔坂田病院局長挨拶〕

〔幹部職員自己紹介〕

**馬場委員長** それでは、病院局関係の平成26年度の行政組織及び重点事業等について、執行部の説明を求めます。

**宇野病院局次長兼県立病院事務局長** 本日、ご説明いたしますのは、平成26年度病院局の組織と平成26年度大分県病院事業会計予算でございます。

説明は、本日お配りしております福祉保健生活環境委員会資料で説明させていただきます。

それではまず、大分県病院局の組織についてご説明いたします。

委員会資料の1ページ目をお開き願います。A3の縦長になります。

病院局の組織につきましては、名称等に一部変更がございましたが、基本的な診療体制に変更はございません。

院内組織として、表の一番下になりますが、循環器内科部を初めとする6科部をまとめた循環器センターを設置し、循環器医療の機能強化を図ることといたしました。

以上によりまして、県立病院の組織は、診療科部門は循環器内科部を初めとする24科部、そのほか放射線科部などから構成される中央診療部門、薬剤部などから構成される医療技術部門、看護部、がんセンター、総合周産期母子医療センター、循環器センター、事務局というふうになっております。

今後とも、医師、看護師、医療技術職、事務職員一丸となって、医療の質の向上、経営基盤の強化を図ってまいりたいと考えています。



続きまして、平成26年度大分県病院事業会計予算についてご説明をいたします。

資料の2ページをお願いいたします。

まず、平成26年度の病院事業会計に対する一般会計負担金についてご説明いたします。

平成26年度の病院事業会計に対する一般会計負担金は、14億6,045万6千円で、前年度と比べまして、額では8,629万2千円の減、率では94.4%となっております。

主な要因といたしましては、企業債償還経費の減などがございます。

今後も引き続き病院事業に対する負担金の総額抑制に努めてまいりたいと考えております。

次に平成25年度予算と平成26年度予算との比較についてご説明いたします。

上段の収益的収支のうち、収益につきましては、外来患者数の増などを見込みまして、差し引きの欄にありますように9,600万円の増額となります。

一方、費用でございますが、新会計基準の適用によりまして、退職給付引当金等が義務づけられたことに加え、消費税率の上昇などにより、材料費、経費の増などが見込まれることから、44億5,700万円の増額となりました。

以上によりまして、単年度損益は38億5,900万円の赤字を見込んでおりますが、先ほどの費用のうち、新会計基準の適用による約40億円につきましては、制度移行に伴う平成26年度のみを経費でありまして、仮に旧会計基準で予算を編成した場合は、約1億3千万円の黒字が見込めたところでございます。

次に、予算につきまして具体的にご説明をいたします。

1枚めくって、3ページをお願いいたします。

最初に、上の表、1の収益的収入及び支出についてでございます。表中、右から2列目、太枠で囲ったものが今年度予算でございます。

まず、予算の基礎となります患者数と単価につきましては、平成25年度の運営状況をベースに算定をいたしました。

入院につきましては、年間15万977人、1日あたりでは413人を見込んでおります。また入院単価は62,423円と見込んでおります。

外来につきましては、年間20万7,380人、1日あたりでは850人、単価を16,494円と見込んでおります。

その下の収支につきましては、4ページ以降の資料で説明をさせていただきます。

4ページをごらんください。

表の左上の医業収益ですが、先ほどの患者数、単価を前提に積算をいたしまして、入院収益が94億2,444万5千円、外来収益が34億2,049万4千円に、その他医業収益1億8,042万6千円を加えた、小計のところですが、130億2,536万5千円を計上しております。

その下の医業外収益でございますが、主なものは、表の右側の2段目の負担金交付金の説明欄でございます地方公営企業法に基づく一般会計負担金7億3,664万8千円でございます。

このほか、国や県からの補助金等により、医業外収益は合計で10億3,178万9千円を計上しております。

以上、医業収益、医業外収益に特別利益200万円を合わせまして、病院事業収益は、合計で140億5,915万4千円となっております。

1枚めくって、5ページをお願いいたします。

病院事業費用につきましてご説明いたします。

最初に、医業費用ですが、主なものとしまして給与費、材料費、経費などがございまして、表の右側の上段の小計欄にありますとおり、合計で137億1,769万9千円を計上しております。

次の、医業外費用につきましては、支払利息及び企業債取扱諸費などがございまして、合計で2億573万8千円を計上しています。

また、特別損失として前年度賞与分が3億4,019万円、先ほどの新会計基準によります退職給付引当金が36億5,238万8千円、そのほか200万円を合わせまして、39億9,457万8千円を計上し、病院事業費用の合計は179億1,801万5千円でございます。

6ページをごらんください。

最後に資本的収入及び支出についてでございます。

まず、左側の(1)の資本的収入ですが、企業債は1億9,900万円、負担金は7億2,380万8千円となっております、合計で9億2,280万8千円となります。

次に右の表の(2)資本的支出の建設改良費の資産購入費4億円につきましては、臨床検査部内の検体搬送システムの導入を含めた医療機器の更新のための経費でございます。

その下の改築事業費1億1,600万円につきましては、25年度から行っております大規模改修工事の実設計委託費用のほか、既存施設の更新費用を計上させていただいております。

また、企業債償還金は建物建設費や医療機器購入費などに充当した企業債の償還元金で、県立病院分の12億4,343万8千円と旧三重病院の償還残額分である4,360万円を加えた12億8,703万8千円でございます。

この旧三重病院の残額分につきましては、負担金の説明欄にありますとおり、今年度、次年度以降にも一般会計からの財源措置がございますので、県立病院の実質的な負担はございません。

なお、豊後大野市民病院への統合に伴いまして、企業債の繰り上げ償還があり、一括で返済したものがありましたが、知事部局からの繰出金は後から貰うようになっているために、この金額に相違があるのは、そういった経緯等でございます。

以上、資本的支出の合計は18億303万8千円となり、資本的収入との差額8億8,023万円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等の内部留保資金で補填することにしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

**馬場委員長** 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

ご質疑、ご意見はございませんか。

**原田委員** 昨年、看護師の方が不足したという事態があつて、皆さん方、大変だったというお話をお聞きしましたが、今年度の体制はいかがでしょうか。

また、1点だけお聞きしたいんですけど、県立看護大学の卒業生で、いわゆることし県病に入られた方がいらっしゃるのかどうか、ちょっとお聞きします。

**羽田野県立病院事務局総務経営課長** 看護師につきましては、昨年度、年度当初、看護師が足りなくて、診療報酬等にも影響いたしました。そういう関係で、昨年度、5回に分けて採用試験を実施させていただきました。そちらをもちまして、今年度は、診療に影響のない人数でスタートすることができております。

昨年度の採用試験の中で、看護大学校のほうからも、受験生がありまして、今年度も採用をすることに、多分、今、手元に人数がありませんが。

**馬場委員長** 後でよろしいですか。

**原田委員** はい。

**馬場委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**馬場委員長** ほかに、質疑もないようですので、これをもちまして、平成26年度の行政組織及び重点事業等を終わります。

次に、執行部より、報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

**宇野病院局次長兼県立病院事務局長** それでは、資料の7ページにありますが、県立病院の売店についてご報告をさせていただきます。

県立病院の売店につきましては、昨年9月の第3回定例会の一般質問でご指摘がございまして、契約のあり方等を改めることとしておりました。

ことしの1月16日に公告によりまして、公募を行ったところ、4者からの応募がありまして、企画書・プレゼンテーション等の審査の結果、資料の契約の概要にありますように、株式会社ローソンに決定したところでございます。

営業場所は従前の売店と同じ地下1階、契約期間は平成26年度から平成30年度までの5年間、賃貸借料の契約額は年額で3,628万8千円となっております。

営業内容についてですが、4月28日、月曜日の7時から本店舗の営業の予定でございまして、一般的なコンビニエンスストアと同じく24時間営業を行うほか、取扱品、サービス等も同等で、そのほか患者等からの要望の多い医療衛生用品やクリーニングの取り次ぎなどのサービスが受けられることとなります。

スケジュールについてですが、きょう現在は、まだ仮店舗で営業中でありまして、本店舗営業に向けた改修工事を行っているという状況でございます。22日までに工事を終了させ、28日までに営業のための準備を済まして、先ほど申しましたように、28日の7時からの営業に備えるというスケジュールになっております。

以上で報告を終わらせていただきます。

**馬場委員長** ただいまの報告につきまして、ご質疑、ご意見はございませんか。

**原田委員** 多分誰もが思っていることだと思うんですけど、年額3,600万円の賃貸借料、これが大分県に入るんで、それはもうよかったなあという話なんですけど、高いんじゃないかなということで、みんなこれから5年間これをやるんだろうけど、この先、続けていくのかなという、みんな心配する声もちょっと上がっているのを事実なんですけど、その辺で、どういうふうにお考えなんでしょうか。

**宇野県病院局次長兼県立病院事務局長** 提案方式で、この1社のみ大きく提案されたとい

うのは事実でございまして、その点も深くプレゼンの審査の中でも追求をさせていただいたんですけども、1つは、この店舗が、もう地元オーナーの経営ではなくて、ローソンの本社が直営すると。それにつきましては、ホスピタルローソンという部門がローソンの中にもありまして、その部門が全面的にサポートするという説明を受けておりますので、その点は本店のほうの支援があるというところで心配はないものというふうに見ております。

**御手洗委員** ちょっと1点。中の改築はローソンさんですか。

**宇野県病院局次長兼県立病院事務局長** はい、ローソンのほうで全部。

**御手洗委員** 全部ですか。

**宇野県病院局次長兼県立病院事務局長** はい。

**馬場委員長** ほかに、何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**馬場委員長** ほかに、質疑もないようですので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**馬場委員長** 別のないようでありますので、これをもって、病院局関係を終わります。

執行部は大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

〔病院局退室〕

**馬場委員長** 次に、県内所管事務調査についてであります。

まず、事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

**馬場委員長** 以上、事務局に説明させましたが、ご質疑等はございませんか。

〔協議〕

**馬場委員長** それでは、5月12日の宿泊は佐伯市に変更することで、決定いたします。

次に、県外所管事務調査の日程等について、ご協議願いたいと思います。

まず、お手元に配付の検討資料について、事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

**馬場委員長** 以上、事務局に説明させましたが、日程や調査地は、いかがいたしましょうか。

〔日程協議〕

**馬場委員長** それでは、県外所管事務調査につきましては、7月29日、30日、31日で実施することといたします。

調査先でこの場でもしあれば、出していただいて、なければそれぞれ事務局のほうに。

〔目的地協議〕

**馬場委員長** 調査先のほうについては、またご意見等ありましたら、事務局のほうにお伝えください。

〔「はい」と言う者あり〕

**馬場委員長** 県外調査については、これで終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**馬場委員長** 別にないようでありますので、これをもって本日の委員会を終わります。

本日はどうもご苦労さまでした。